

体罰などによらない 子育てを広めよう

11月は児童虐待防止月間です

子どもへの体罰は

法律で禁止されています

次の項目はすべて「体罰」となります。

▼叩く・蹴る

▼罰として長時間の正座を強いる

▼閉じ込める

▼無視する

▼きよつだいと比べてけなす、差別する

▼宿題をしなかった、言うことを聞か

なかったから食事を与えない など

なぜ体罰はいけないのか

体罰が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があるということが、科学的に明らかになっています。

しつけと体罰の違いとは

しつけとは、子どもの人格や才能などを伸ばし、自立した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。

叩くなどの体罰ではなく、どうすればよいのかを言葉や手本を示すなど、子どもが理解できる方法で伝える必要があります。

自分の気持ちに気づき

認める

子育て中、否定的な感情が生じたときは、まずその気持ちに気づき、自分自身で認めることが大切です。

自分の時間や心に余裕がないときは、深呼吸して気持ちを落ち着ける、その場を少し離れるなどの気分転換を図りましょう。

子どもとのかかわり方を工夫しよう

- 1 子どもの気持ちや考えに耳を傾ける
- 2 「いうことを聞かない」にもいろいろあることを察する
- 3 子どもの成長・発達によっても異なることを理解する
- 4 子どもの状況に応じて身の回りの環境を整える
- 5 注意の方法を変えるなど、子どものやる気に働きかける
- 6 肯定文で分かりやすく、時には一緒にお手本に
- 7 良いこと、できていることを具体的にほめる

地域の人も協力を

子育て中の保護者が孤立しないように、声かけなどサポートしましょう。

相談窓口

●大村市こども家庭課 ☎54・9100

●大村市児童虐待専用通報ダイヤル(8時30分～22時※年末年始除く) ☎54・5868

●児童相談所虐待対応ダイヤル(24時間対応) ☎189